

会計勘定科目細則

(趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第 26 条の規定に基づき、第 25 条に定める会計の予算書および決算書における勘定科目に集計する費目を定めるものとする。

(収入の部)

第2条 収入の部における各勘定科目に集計する費目は下表のとおりとする。

勘定科目	集 計 費 目
自治会費	会員及び特別会員の会費
賛助会費	賛助会員の会費
報奨金・助成金	自治会報奨金、交通災害共済報奨金、びわこ一斉清掃助成金
補助費	臨時補助費
受取利息	預金利息
還付金	自治連合会の未執行還付金
自治会館利用料	自治会館冷暖房費、コピー印刷機利用料
寄付金	寄付金
環境整備協力金	環境整備協力金
春祭り・夏祭り模擬店収入	春祭り・夏祭り模擬店収入金

(支出の部)

第3条 支出の部における各科目に集計する費目は下表のとおりとする。

勘定科目	集 計 費 目
連合会費	自治連合会費（社会福祉協議会費、体育協会費、自主防災会費、 その他外部団体への助成金を含む）
事務費	自治会活動保険料、印刷機リース料・保守費、消耗品費、事務用品費、通信費、 活動旅費
体育費	学区運動会諸費用、学区体育協会行事費用
文化費	春祭り諸費用、夏祭り諸費用、文化祭諸費用
安全費	自主防災部活動費（消火器整備、防災訓練費、防災活動費）
衛生費	清掃作業関係諸費用、ごみ集積所整備費
渉外費	神社玉串料・献酒代、自治連合会他外部団体交際費
自治会館費	自治会館運営費（光熱費、保険料、消耗品費）
修繕費	自治会館、その他自治会所有施設等の修繕費（1件あたり20万円以下）
助成金	傘下団体助成金
備品費	自治会備品費、備品廃棄処分費
会議費	総会・役員会等会議時雑費（湯茶等）
還付金	自治会員への還付金
報酬金	自治会役員への報酬金
予備費	上記各科目不足時用の補填予算であり費用集計は行わない

- 付則
1. この細則は、平成 17 年 2 月 25 日から施行する。
 2. この細則は、平成 19 年 12 月 2 日の定例役員会にて承認を得て、同日から施行する。
(補助金を補助費へ変更、自治会館利用料の追加)
 3. この細則は、平成 25 年 1 月 13 日の定例役員会の承認を得て、平成 24 年 3 月 1 日に遡及し実施する。
(コピー印刷機の利用料を第 3 条(支出の部) 勘定科目事務費の集計費目から第 2 条(収入の部) 勘定科目自治会館利用料の集計費目に変更する。)
 4. この細則は、平成 25 年 5 月 19 日の定例役員会の承認を得て、平成 25 年 3 月 1 日に遡及し実施する。
(第 3 条勘定科目自治会館費の集計項目に修繕費を追加する。)
 5. この細則は、平成 26 年 5 月 18 日の定例役員会の承認を得て、平成 26 年 3 月 1 日に遡及し実施する。
(第 2 条勘定科目に賛助会費、及び自治会館維持管理費の項目を追加、及び自治会費の集計項目を一部変更する。)
 6. この細則は、平成 30 年 5 月 20 日の定例役員会の承認を得て、平成 30 年 3 月 1 日に遡及し実施する。
(第 3 条勘定科目に修繕費の項目を追加し、自治会費の集計項目から修繕費を削除する)
 7. 細則の一部改正(支出 渉外費より慶弔費を削除) 令和 2 年 3 月 15 日の総会を得て、同日から施行する。
 8. この細則は、令和 4 年 2 月 27 日の臨時役員会(書面決議)の承認を得て、令和 3 年 3 月 1 日に遡及し実施する。
(第 2 条勘定科目に還付金の項目を追加)
 9. この細則は、令和 4 年 3 月 27 日の定例役員会の承認を得て、令和 4 年 3 月 20 日に遡及し実施する。
(第 2 条勘定科目自治会費の費目改訂、自治会館維持管理費の削除、寄付金、環境整備費、春祭り・夏祭り模擬店収入を追加、及び第 3 条勘定科目連合会費費目の改訂、協会会費の削除)
 10. この細則は、令和 4 年 11 月 20 日の定例役員会で承認を得て、同日より施行する。
(第 3 条 支出の勘定科目に「還付金」を新設する。)
 11. この細則は、2023 年 3 月 19 日の 2023 年度自治会総会で承認を得て、同日より施行する。
(第 3 条 支出の勘定科目に「報酬金」を新設する。)